

第28回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年10月21日(火) 午後1時30分～午後2時12分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(11名)

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	松浦栄
				7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝			12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員(3名)

5	中本 誉	6	兵頭 正男	11	浅野 剛志		
---	------	---	-------	----	-------	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第104号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	主幹	新谷茂	主事	水代康成
----	------	----	-----	----	------

7. 会議の概要

事 務 局	(司会進行)
会 長	(会長挨拶)
事 務 局	(司会進行)
議 長	ただいまの出席委員は11名であります。中本農業委員、兵頭農業委員、浅野農業委員、善家推進委員より欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第28回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に14番 谷口 雄記、1番 ^{やまもと} 山本 ^{のぶお} 伸男 委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第2 議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 ^{な すけんいち} 那須健一委員より説明願います。
那 須 委 員	議席番号7番 那須です。 議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第103号 順位1番 説明】
那 須 委 員	10月16日に譲受人、芝推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第103号 順位1番 説明】
那 須 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、那須委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、 順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 2 番について、毛利久志 ^{もうりひさし} 委員より説明願います。
毛 利 委 員	議席番号 12 番 毛利です。 議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 103 号 順位 2 番 説明】
毛 利 委 員	10 月 17 日に譲渡人、譲受人、浅野農業委員、事務局 2 名、私の計 6 名で 現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 103 号 順位 2 番 説明】
毛 利 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、毛利委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番 は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、 順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 3 番について、毛利久志 ^{もうりひさし} 委員より説明願います。
毛 利 委 員	議席番号 12 番 毛利です。 議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 103 号 順位 3 番 説明】
毛 利 委 員	10 月 17 日に譲渡人、譲受人、浅野農業委員、事務局 2 名、私の計 6 名で 現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 103 号 順位 3 番 説明】
毛 利 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長	ただ今、毛利委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 4 番について、 ^{しのざきひであき} 篠崎英明委員より説明願います。
篠 崎 委 員	議席番号 3 番 篠崎です。 議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 103 号 順位 4 番 説明】
篠 崎 委 員	10 月 16 日に譲受人、橋本推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 103 号 順位 4 番 説明】
篠 崎 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 5 番について、 ^{しのざきひであき} 篠崎英明委員より説明願います。
篠 崎 委 員	議席番号 3 番 篠崎です。 議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 5 番について説明をします。

	【議案書に基づき、議案第１０３号 順位５番 説明】
篠崎委員	１０月１６日に譲渡人、譲受人、橋本推進委員、事務局２名、私の計６名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第１０３号 順位５番 説明】
篠崎委員	以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第１０３号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位５番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第１０３号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位５番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位６番について、 ^{やまものぶお} 山本伸男委員より説明願います。
山本委員	議席番号１番 山本です。 議案第１０３号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位６番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第１０３号 順位６番 説明】
山本委員	１０月１６日に譲渡人、譲受人、井伊推進委員、事務局２名、私の計６名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第１０３号 順位６番 説明】
山本委員	以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第１０３号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位６番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、 順位 6 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 7 番について、山本 ^{やまもと} 弥須弘 ^{やすひろ} 委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号 2 番 山本です。 議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 7 番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 103 号 順位 7 番 説明】
山 本 委 員	10 月 16 日に譲受人、善家推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査 を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 103 号 順位 7 番 説明】
山 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 7 番 は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、 順位 7 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭 ^{ひょうどう} 知幸 ^{ともゆき} 委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵頭委員)	議長を交代しました。
議 長 (兵頭委員)	順位 8 番について、谷口 ^{たにぐち} 雄記 ^{ゆうき} 委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号 14 番 谷口です。 議案第 103 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 8 番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 103 号 順位 8 番 説明】

谷口委員	10月16日に譲受人、田中推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第103号 順位8番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
芝委員	はい。
議長	芝推進委員。
芝委員	はい。推進委員の芝ですが、この案件の中身というよりも書類の書き方について確認をさせていただきたいのですが、農業委員会が受け付ける印を真ん中に押していますが、一般的にはここでいう農業委員会会長にかぶせて押するのが一般的ではないかということが1点。それから先ほどもあったのですが、ここに捨印が押してありますよね。捨印が押してあるということは中身を変更しますよという意味で押していると思うのですが、この中の2番の住所と地目それから面積、対価が間違えであったと二重線が掛けられています。これはそうだろうと思うのですが、その後の1-2の作付け予定作物のところの面積が間違いで、〇〇さんの修正印を押しているんですよ。普通は一般的に軽微な間違いであるならば捨印でいいと思うのですが、そういうのが他の案件でも非常に目立ちます。そこのところはこの農業委員会はどのような書類管理をされているのか含めて確認をしたい。
議長	事務局お願いします。
事務局	はい。まず農業委員会の受付印のことなんですけど、また確認をいたします。会長の名前に押した方がいいということですよ。
芝委員	どこでもいいんやけど、偽造防止などいろんな観点からするとだいたい会長印にかけるか、もしくは申請のところにかけるかする。ようするに白紙のところに押したらそこを隠されてコピー取られてら終わりなんです。そういう意味で普通はかけるんやけどそれがどうなっているのか。役場自体がこういう押し方をしているんだったら私も物申すつもりはないんやけど、一般的には社会通念上そういうかけ印するのがどうかということです。
事務局	捨印のことなのですが、今回の〇〇さんの案件は一番最初の鏡の分だけに捨印がつかれていまして、この捨印を後ろのページに適用するためには鏡の分から割り印を押す必要があるかなと思うんですけど、今回は押されていませんでしたので1-2の訂正に関しては、訂正印で対応をしていただきました。割り印が押されていたら捨印だけで大丈夫かなと思います。以上です。

芝 委 員	わかりました。
議 長	他にご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第１０３号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位８番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第１０３号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位８番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代しました。
議 長	続いて日程第３ 議案第１０４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事 務 局	それでは順位１番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第１０４号 順位１番から３２番まで説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位１番から３２番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第１０３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」順位１から３２番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第１０３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取

		について」順位 1 番から 3 2 番は原案のとおり決定させていただきます。
議	長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議	長	以上で第 2 8 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
		事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
		議事録署名委員
		1 4 番
		1 番